

保険年金課からのお知らせ

平成19年度 国民健康保険料が確定しました

平成19年度国民健康保険料額が確定しました。確定した保険料は、前年（平成18年）中の所得を基礎に、1年間（平成19年4月から平成20年3月まで）の保険料を算定したものです。

国民健康保険料本算定通知書と8月以降の納付書は、8月20日頃に郵送しますのでご確認ください。

また、8月以降に納めていただく保険料は、今回、確定した保険料から、既に通知しました仮算定保険料（第1期および第2期分）を差し引いた額を納めていただくこととなります。したがって、同じ年度の国民健康保険料でも第1期、第2期と第3期以降では保険料が異なってくる場合があります。

■保険料の納期限

4月	5月 (5月31日)	6月 (7月2日)	7月	8月 (8月31日)	9月 (10月1日)	10月 (10月31日)	11月 (11月30日)	12月 (12月25日)	1月 (1月31日)	2月 (2月29日)	3月 (3月25日)
—	第1期	第2期	—	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
仮算定			本算定								

※確定した保険料（年額）よりも、既に納付済みの保険料（第1期および第2期分）が多い場合は、過納金を還付します。

■国民健康保険料 算定方式

本年度から国民健康保険料の算定方式を、これまでの4方式（所得割・資産割・平等割・均等割）から資産割を廃止し、3方式（所得割・平等割・均等割）に変更しました。

資産割があることで、実収入にあわない保険料負担をしなければならないという問題がありました。資産割を廃止することでより実収入にあった保険料負担となります。

資産割……………
実収入にあわない保険料負担をしなければならない
資産割を廃止……………
より実収入にあった保険料負担となる

これまでの保険料算定方式……………

所得割

加入者の収入に応じ計算する



平等割

一世帯にいくらと計算する



均等割

加入者数に応じ計算する



資産割

加入者の資産に応じ計算する



これからの保険料算定方式……………

所得割

加入者の収入に応じ計算する



平等割

一世帯にいくらと計算する



均等割

加入者数に応じ計算する



資産割

加入者の資産に応じ計算する



国民健康保険高齢受給者証の更新

毎年、8月1日に国民健康保険高齢受給者証を更新します。現在、7月31日までの受給者証をお持ちの方に、7月下旬に受給者証を送付しました。なお、旧受給者証は、各庁舎総合窓口課または北勢庁舎保険年金課へお返しください。

■前期高齢者とは（前期高齢者になるのは）

70歳になられる方（一定の障害があり、すでに老人保健医療制度に該当している方を除く）は、75歳になって「老人保健医療制度」に切り替わるまでは、「前期高齢者」として扱われます。老人保健医療制度と同様の自己負担で診療を受けることができます。医療機関で受診される場合は、国民健康保険被保険者証と一緒に国民健康保険高齢受給者証を提出してください。

対象者 70歳の誕生日の翌月1日から（1日生まれの方は誕生日の月から）75歳の誕生日の月まで（1日生まれの方は誕生日の前月まで）の方。ただし、一定の障害に該当した方は75歳前でも「老人保健医療制度」の適用となります。

■前期高齢者の負担割合

所得区分	自己負担割合	所得条件
現役並みの所得者	3割	同一世帯に70歳以上の国民健康保険被保険者（老人保健医療該当者を含む。以下「高齢者」）で、一定以上の所得（市民税の課税所得が145万円以上）がある方が1人でもいる世帯に属する方。ただし、高齢者の収入が一定額未満（高齢者1人の場合：年収383万円、2人以上の場合：合計の年収が520万円未満）である旨の申請があった場合を除きます。
一般	1割	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない世帯の方
低所得者	Ⅱ	1割 市民税非課税世帯の方
	Ⅰ	